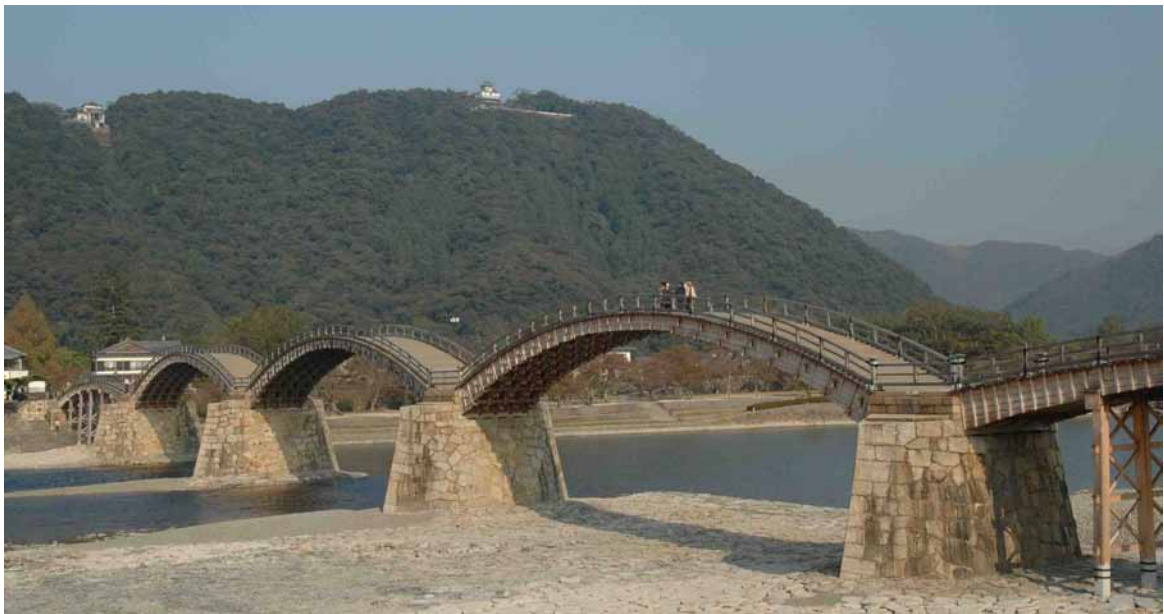


世界遺産暫定一覧表追加資産  
提案書

# 「錦帯橋と岩国の町割」



山口県  
岩国市

## (1) 提案のコンセプト

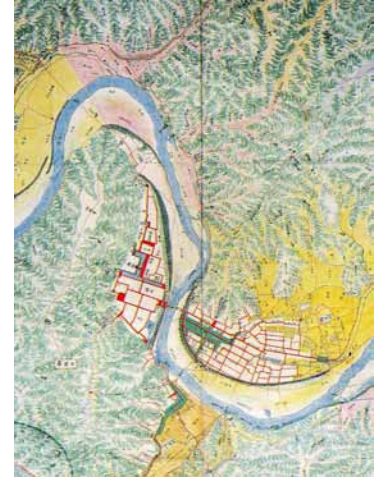
### 文化資産の名称・概要

#### 1) 名称 錦帯橋と岩国の町割

- 2) 概要 資産の位置する岩国市は、山口県の東端にあり、この中心部を山口県最大の河川である錦川が流れている。資産は、この錦川を中心とした横山、錦帯橋、錦見の各エリアにまたがり、世紀を越えて受け継がれてきた宝である。極めて特殊な町割と、それが故に生まれた木造アーチ橋、そして、その架橋技術と景観美の伝承など、資産の持ち得る普遍的価値を取りまとめて、以下に表す。

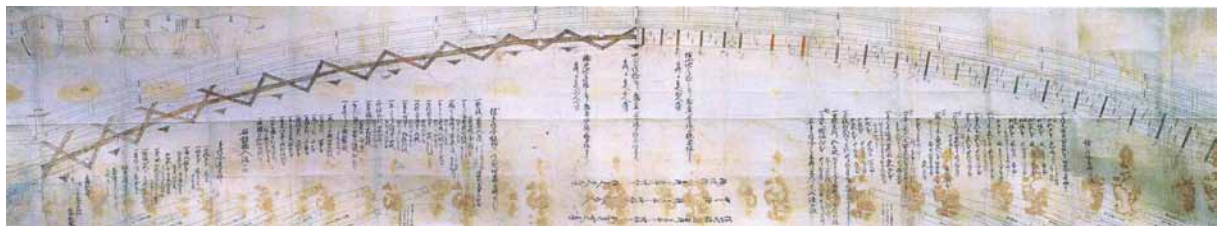
#### ● 錦帯橋を生み出した特殊な町割

関が原の合戦後、吉川<sup>ひろよし</sup>広家は出雲の国から岩国の地に移封された。広家が行った町割は、山陽道の近くにそびえる横山（城山）の山上に陸上交通を押さえるための城（一国一城の令により 1615 年破却）を築き、山を包むように流れる錦川を天然の外堀とした防御を主とする形態であった。横山の地では、山麓に藩主の居館である御土居を築き、諸役所を設けて、周囲に上級の家臣団を中心に住まわせた。川幅約 200m の錦川を挟んだ対岸の錦見の地に、中下級の家臣団の屋敷地や町屋が置かれ、兩岸を結ぶ恒久的な橋が必要とされ、幾度かの架橋が試みられたが洪水による流失を繰り返した。防御を主とした町割は、延宝元年（1673）錦帯橋を必然的に生み出して、ようやく成立したといえる。関が原の合戦での遺恨を抱える広家が今後の戦渦の可能性を強く意識し計画した町割は、錦川とその周囲の地形を巧みに活用した形態であり、17 世紀初頭からのものとして世界的に顕著な例である。



町割図

#### ● 世界最長の径間を誇る木造アーチ橋



岩国藩では町割による橋の必要性から研究が進められ、第三代藩主となる吉川<sup>ひろよし</sup>広嘉は錦川に 4 基の石積橋脚を造ってその間に橋を架け、各橋の径間距離を短くするという構想を得た。それでも、各橋の径間は約 20 間（36m）あり、従来の木橋技術では対応できなかった。そこで、刎木の桁を重ねながら迫り出し、帯鉄で束ねる画期的な桁組構造が生み出され、延宝元年（1673）日本初の木造アーチ橋を含む五連の反橋、錦帯橋が創建された。アーチ橋の径間 35.1m は現存する木造アーチ橋として世界最長である（現代工法除く）。また、10 年後に鞍木、助木という独自の補強部材が桁組の側面に設けられ、芸術的ともいえる構造形状が完成した。以後、錦帯橋は、現代橋梁工学においても非の打所がないといわれるその原形を保持し継承されている世界的な傑作である。

錦帯橋構造図（1699 年）



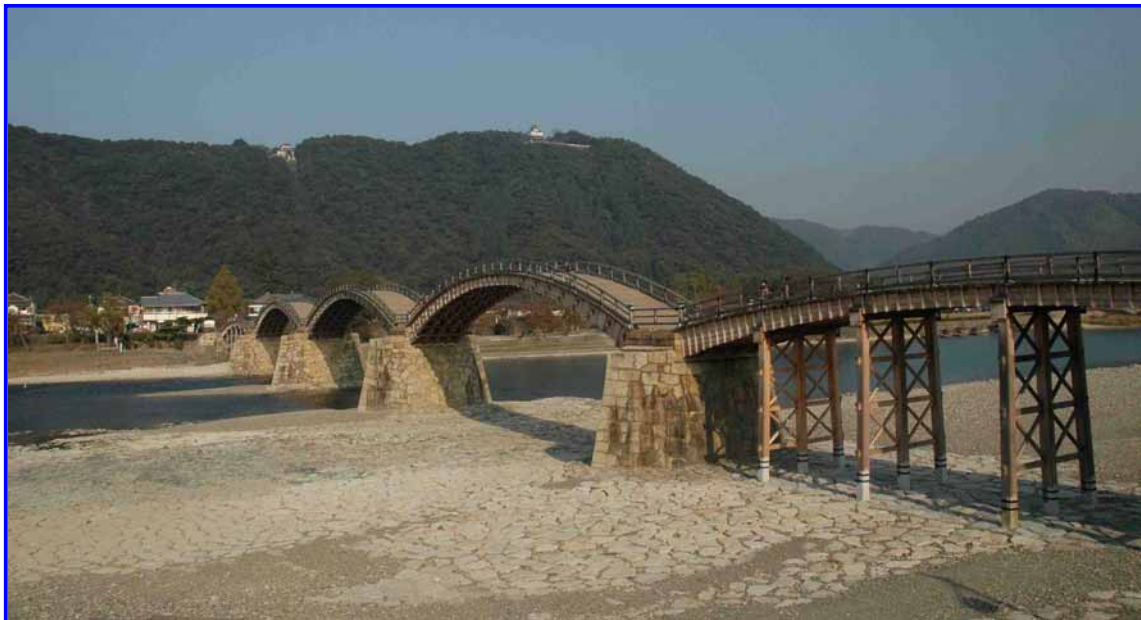
錦帯橋のアーチ構造

#### ● 世界に誇る架橋技術と景観美の、伝承と保持

錦帯橋の木構造は、樹種特性を活かした部位に適材規格の部材を用いて構成され、他の木橋にない繊細で優美な意匠を醸し出している。また、木造橋の宿命である架け替えは、卓越した架橋技術を育みながら保持、伝承され、今日まで錦帯橋を支え続けてきた無形の文化遺産である。

錦帯橋の借景となる城山は、吉川氏入封以降 400 年余りの伐採禁止措置によって多樹種、厚樹層が形成されている自然林で、この地が北限とされる暖地性樹木も見られる豊かな照葉樹林である。この城山と、清流の誉れ高い錦川、錦帯橋の木造美は、融合して四季折々に見事な表情を見せ、江戸時代より歌川広重や葛飾北斎の浮世絵の題材として描かれてきた。現在まで愛され護られてきた文化的景観であり、時代を超えて受け継がれてきた芸術として世界に比類なきものである。

# 写真



錦帯橋



横山(城山)頂上より資産を望む



錦見エリア

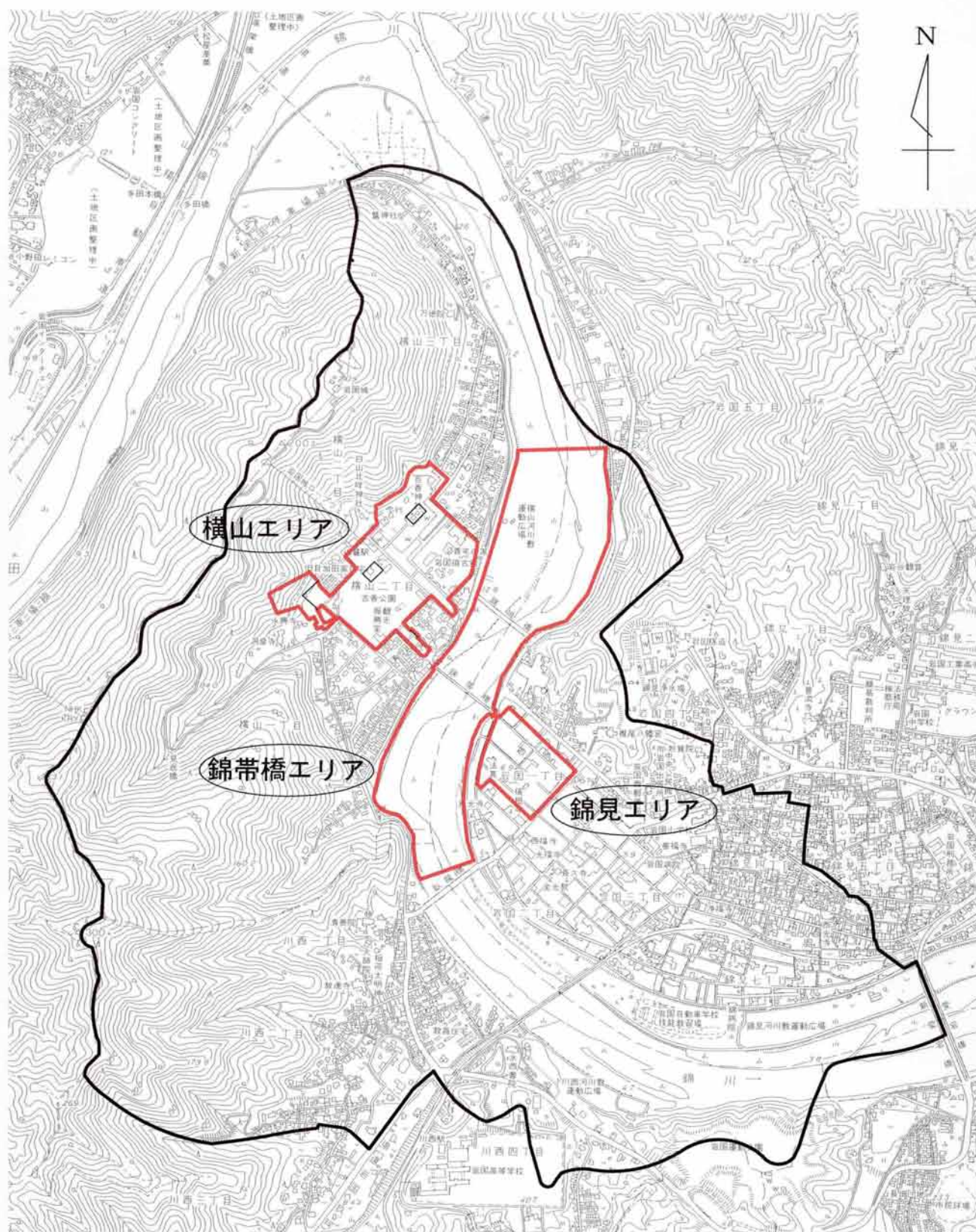


横山エリア

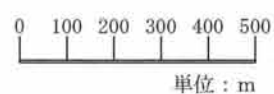
1) 都道府県における位置図



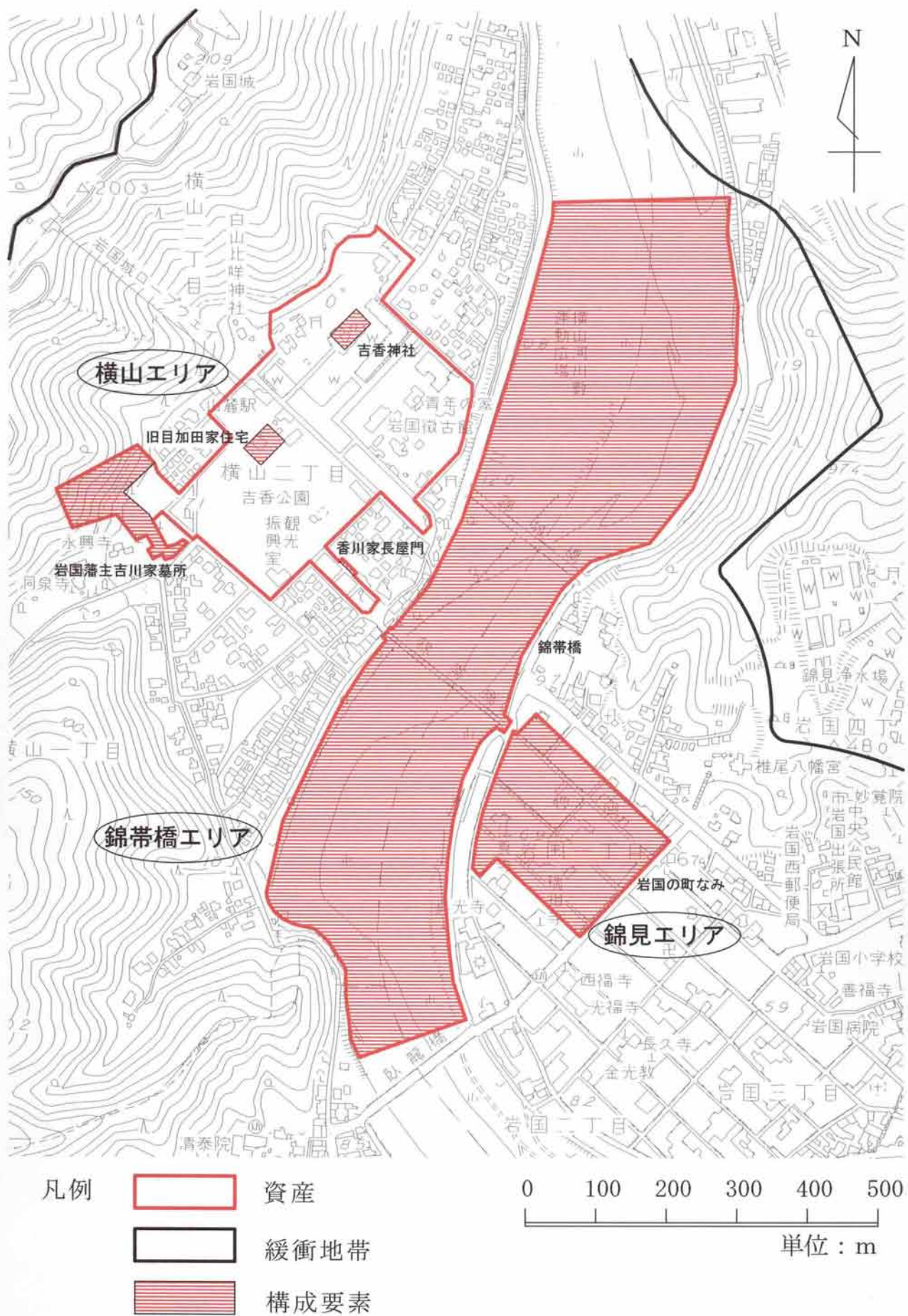
## 2) 資産の全体を包括する図面



|    |                                                                                                  |      |         |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|
| 凡例 | <span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 30px; height: 15px;"></span>   | 資産   | 47.7ha  |
|    | <span style="border: 2px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 15px;"></span> | 緩衝地帯 | 345.4ha |
|    |                                                                                                  | 総面積  | 396.1ha |



### 3) 構成要素の分布図



## (2) 資産に含まれる文化財

整理表

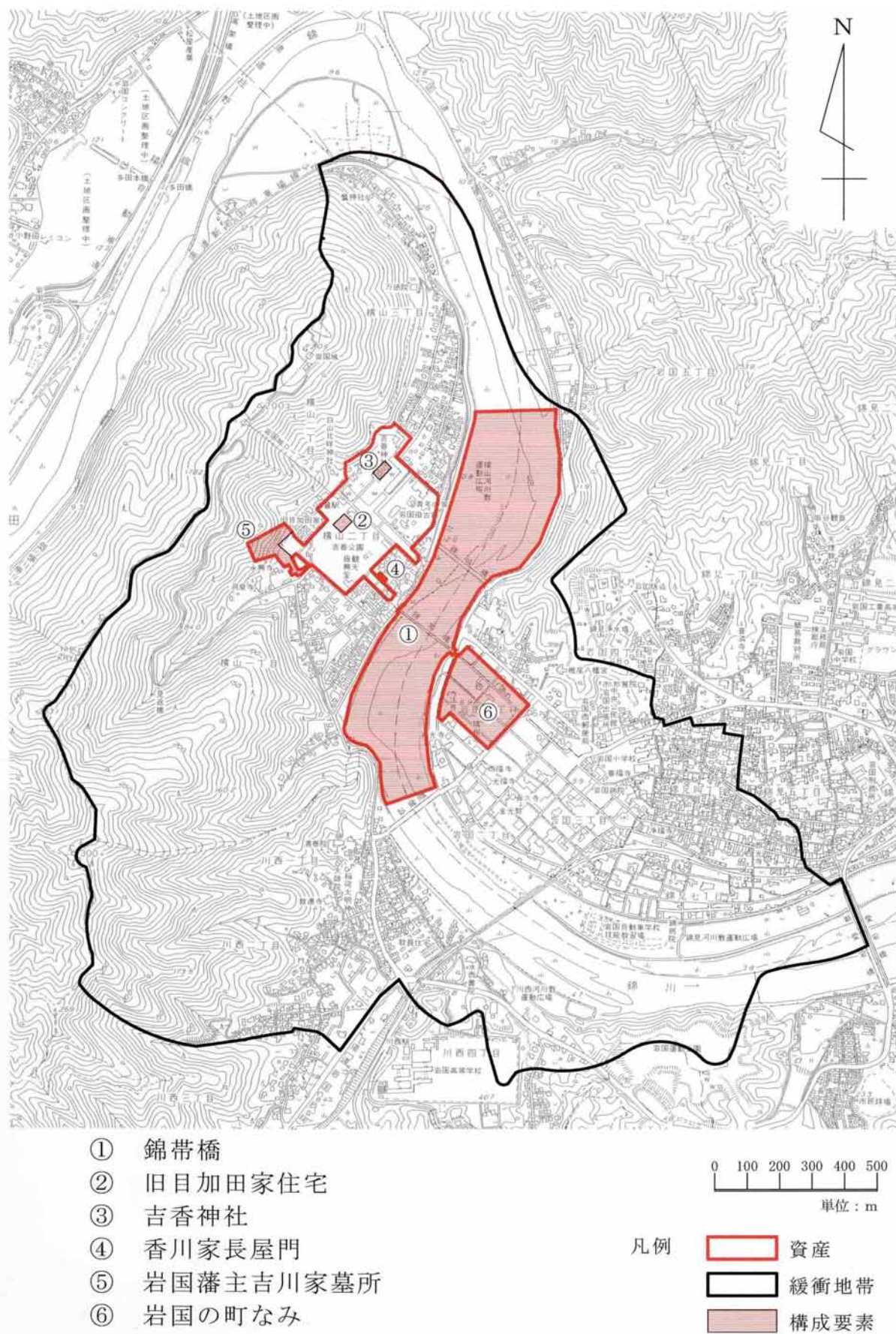
| 区 域    | 番 号 | 名 称                              | 保護の主体 | 保護の種別      | 面 積                                          | 要 約                                                                                     |
|--------|-----|----------------------------------|-------|------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 錦帯橋エリア | 1   | 錦帯橋                              | 国     | 名勝         | 上流410間、<br>下流290間、<br>兩岸の土手<br>上までの約<br>29ha | 延宝元（1673）年に創建された5連の橋。全長193.3m、幅員5.0m。迫持式アーチ桁の構造は、世界的にも類がない。                             |
| 横山エリア  | 2   | 旧目加田家住宅                          | 国     | 重要文化財      | 221 m <sup>2</sup>                           | 江戸時代中期の中級武家屋敷。本瓦葺きの簡易系となる「二平葺き」という岩国独自の葺き方と、建ちが低いながら中二階を備えているのが特徴である。                   |
|        | 3   | 吉香神社<br>本殿<br>拝殿及び幣殿<br>神門<br>鳥居 | 国     | 重要文化財      |                                              | 全国的にも数少ない祖霊を祀る神社建築で享保13年（1728）に創建。本殿と拝殿及び幣殿は独特な形式で複雑な架構と屋根構成を巧みにまとめている。                 |
|        | 4   | 香川家長屋門                           | 山口県   | 山口県指定有形文化財 | 132 m <sup>2</sup>                           | 元禄5（1693）年に創建された岩国藩家老香川家の表門。門扉から屋根瓦に至るまで細やかな造りで、瓦に一つ一つ家紋を刻す等、広大な建造物である。                 |
|        | 5   | 岩国藩主吉川家墓所                        | 山口県   | 山口県指定史跡    | 9615 m <sup>2</sup>                          | 延宝7年（1679）に造営。初代岩国藩主吉川広家から十二代までの当主（六代経永公を除く。）及びその一族の墓51基がある。                            |
| 錦見エリア  | 6   | 岩国の町なみ                           |       | 未指定        | 10ha                                         | 岩国藩城下町の錦見地区。連続する町屋と、その周りを囲む武家屋敷の町割が残されている。伝統的建造物群の地区を決定した後、平成19年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指す。 |

### ● その他の資産

| 区 域   | 番 号 | 名 称       | 保護の主体 | 保護の種別   | 面 積                    | 要 約                 |
|-------|-----|-----------|-------|---------|------------------------|---------------------|
| 横山エリア | 1   | 錦雲閣       | 国     | 登録有形文化財 | 131.9 m <sup>2</sup>   | 明治18年建築、吉香神社の絵馬堂    |
|       | 2   | 旧吉川邸廐門    | 国     | 登録有形文化財 | 148.19 m <sup>2</sup>  | 明治25年建築、吉川邸の付属長屋    |
|       | 3   | 岩国徴古館     | 国     | 登録有形文化財 | 692.66 m <sup>2</sup>  | 昭和20年建築、吉川家所有の資料館   |
|       | 4   | 昌明館付属門及び門 | 岩国市   | 有形文化財   | 1044.78 m <sup>2</sup> | 寛政5年建築、七代藩主隠居所の付属屋  |
| 錦見エリア | 5   | 岩国学校校舎    | 山口県   | 有形文化財   | 317.02 m <sup>2</sup>  | 明治3年建築、藩青少年の教育施設    |
|       | 6   | 國安家住宅     | 国     | 登録有形文化財 | 407.32 m <sup>2</sup>  | 嘉永3年建築              |
|       | 7   | 水西書院      | 国     | 登録有形文化財 | 466.45 m <sup>2</sup>  | 明治19年建築、吉川邸新築までの仮住居 |

# 構成要素ごとの位置図と写真

## 1) 構成要素ごとの位置図



## 2) 構成要素ごとの写真 (その1)



1. 錦帯橋



2. 旧目加田家住宅



3. 吉香神社

2) 構成要素ごとの写真(その2)



4. 香川家長屋門



5. 岩国藩主吉川家墓所



6. 岩国の町なみ

### (3) 保存管理計画

要素の中核を成す名勝錦帯橋の保存管理計画を基本として、平成 19 年度に今回申請の資産および資産と一体をなす周辺地域について改めて十分な調査、検討を重ね加えて計画を立案する。ここで述べる「個別構成要素に係る保存管理計画」、に於ける「資産全体の包括的な保存管理計画」、における「資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保存措置の概要、又は措置」については、その方向性について述べる。

#### (名勝錦帯橋保存管理計画)

##### 序 章 岩国の地勢

岩国の位置・面積や、古代・中世・近世の歴史。

##### 第 1 章 構成要素の概要

錦帯橋の歴史的価値、錦川の自然景観の重要性や名勝区域全体としての価値、城山景観の重要性等を歴史的・自然的要素より検証。人文的要素として錦帯橋の諸元や錦川河畔景観の重要性についての調査概要。日本、中国、ヨーロッパの他の木造橋との比較等を通じた構成要素の概要。

##### 第 2 章 調 査

各種調査の必要性の概要。景観、植生、地形、文献、周辺の歴史的建造物との関連や、橋の利用実態等の調査について。

##### 第 3 章 名勝錦帯橋の現状と課題

名称錦帯橋の持つ現状と課題。法令、条例等による規制の現状について文化財保護法やその他の法令等により検証、法令整備の必要性について。

##### 第 4 章 保存と管理

名勝指定区域、周辺区域の保存管理の基本方針や保存管理計画、現状変更等の基本方針。周辺区域と連続性をもった保存と管理の計画概要。

##### 第 5 章 整備と活用

整備・活用の基本方針や目標、地区別の整備計画。文化財の整備や活用による人々の生活に潤いを与える計画の追及、実践の方向性について。

#### 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況

具体的な手順として、平成 18 年度中に策定に向けた基礎調査を実施し、平成 19 年度に保存管理計画の策定を目指す。平成 19 年度当初に岩国市役所内に世界遺産登録推進部署を設置し、文化庁の指導を得ながら、各専門分野の研究者及び文化財の所有者、地域の代表等からなる「錦帯橋と岩国の町割保存管理計画策定委員会（仮称）」を設立し、当該計画策定に取り組む。

##### 1) 錦帯橋

名勝区域内の景観保全を推し進め、より一層の文化的景観の向上を図る。また、創建当時よりの架橋技術の伝承を目的とする架替周期の見直しや、橋体使用部材の再用に努める。併せて橋脚部の空石積みの研究や河床敷石の調査、整備を継続的に行う。また、使用木部材の今後の地元調達を目指して専用備蓄林の整備を行う。整備には一般住民等の参加を積極的に求め、文化財保護の意識形成を図る。

##### 2) 目加田家住宅

保存管理に配慮する一方、敷地全体の概要調査を進めて往時の都市計画の解明に努める。

##### 3) 吉香神社

保存管理に配慮する一方、所在する岩国藩政所址の調査、研究を進めて往時の都市計画の解明に努める。

##### 4) 香川家長屋門

保存管理に配慮する一方、隣接地等の建造物意匠等に配慮し、文化的景観の保全に配慮する。

##### 5) 岩国藩主吉川家墓所

史跡の好ましい環境形成に資するよう、適切な管理を行う。

##### 6) 岩国の町なみ

建造物や周囲の景観等の保存・管理計画を立案して整備に努め、良好な文化遺産としての形成に努める。また、地域全体の調査、研究を進めて岩国藩の往時の町なみを検証する。

## 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、策定に向けての検討状況

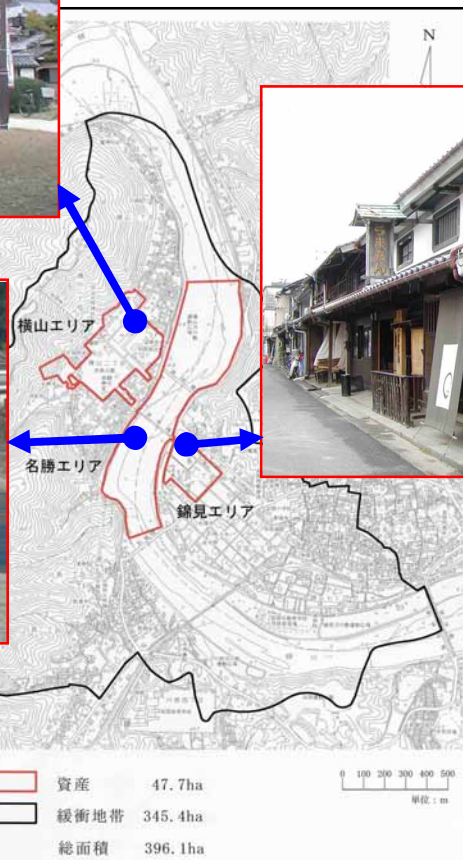
前述の通り、名勝錦帯橋の保存管理計画を基本として、改めて十分な調査、検討を重ね加えて計画を立案する。

計画策定に向けての基本的な考え方として、関が原の合戦後に移封された吉川家が、新たな戦渦の可能性を残す不安定な時期に作り上げた防御主体の町割と、創建以来、現在までその構造と架橋技術が継承されている錦帯橋という文化遺産を、重要な歴史の証人として後世に受け継いでいくためのものであることを念頭におく。城山を背後に抱いて藩政所と上級武家屋敷の存在した横山エリアと、錦川を挟んで中・下級武士と町民の暮らした対岸である錦見エリア、錦帯橋エリアが三位一体となった岩国の町割について、文化的価値を検証しつつ作業を進める。

横山エリア



錦帯橋エリア



錦見エリア

資産区域図

今後の作業としては、文化庁の指導を得ながら各専門分野の研究者及び文化財の所有者、地域住民との十分な協議を重ねて、資産の保護と活用、景観形成の方向性などを練り上げ、適切な整備活用に結び付けていく。

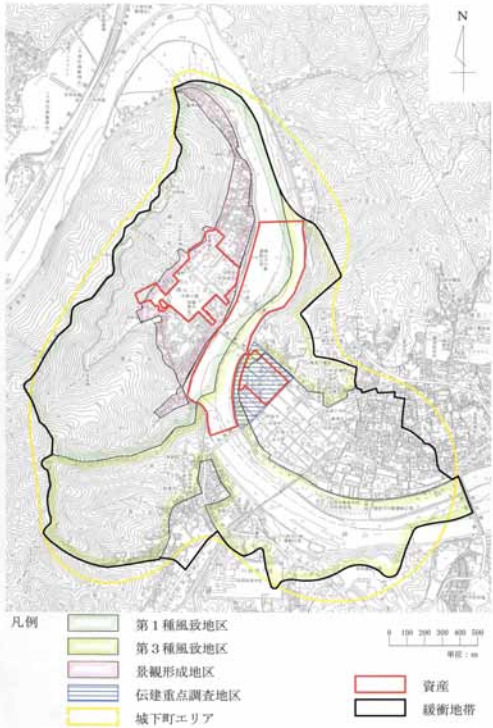
留意すべき事項として、「岩国の町なみ」の伝統的建造物群としての地区の決定を行い、平成19年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すことや、県指定文化財である「香川家長屋門」、県指定史跡である「岩国藩主吉川家墓所」、そのほか資産の範囲に含まれる建造物や景観についての文化的価値の再検証を行い、適切な保全管理と活用を検討していく。また、計画策定の段階で、協議、調査研究、検証等に期間的な不足が生じて、計画の本質を時間の制約において曲げることのないように継続的な研究、精査を行って、資産の真正が後世まで保全・管理できる計画とする。

資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保存措置の概要、又は措置に関する検討状況

前述のと同様に、名勝錦帯橋の保存管理計画を基本として、改めて十分な調査、検討を重ね加えて計画を立案する。

1) 資産と一体をなす周辺環境の範囲

範囲は、都市計画法及び県条例による風致地区（錦帯橋風致地区）を基本として、岩国市が平成15年から16年にかけて行った伝統的建造物群の調査対象である岩国一・二・三丁目の区域や、岩国城下町の絵図に描かれている川西地区の一部を加えた城下町エリアと表現される区域である（図-1参照）。この区域は、藩政所を麓に抱える城山、さらには資産から望見できる錦川や周辺山地を含み、資産と一体的な文化的景観を保ちながら、それを保護するための重要な地域である。また、文化財の活用と今後の景観形成のあり方を、住民や行政をはじめとする関係者が総合的に検討し、将来像を合意・共有していくべき範囲ともいえる。その中核を成す横山一・二・三丁目は岩国市街なみ景観条例による景観形成の指定地区となっており、城山は国有林で森林法に基づく風致保安林となっている。



2) 保全措置の概要、又は措置に関する検討状況

錦帯橋風致地区内においては、建築物の高さの規制や（15m以下、横山地区は10m以下）建ぺい率の制限、壁面後退距離の制限、建造物の位置や形態、意匠等への規制が行われている。また、岩国市ではこれに加えて、より城下町の雰囲気伝えていくために所有者等へ建造物の外観を和風造りとし、屋根は切妻、入母屋、寄せ棟等の勾配屋根で濃い無彩色（黒、銀黒）とし、外壁色を白系統とする等の指導をしている。

図-1 周辺環境の既保全措置区域

横山一・二・三丁目を区域とする景観形成地区内の規制（岩国市街なみ景観条例）は表-1の景観形成基準によるものとしており、風致地区の規制を一步進めて景観形成を行うこととしている。また、基準に基づいて修景される建造物の部分については、助成措置を行い住民への意識形成を図っている。ただし、罰則規定などは設けられていないため、今後の検討が必要である。

| 項 目         |               | 歴 史 散 歩 地 区                                                     | う る お い 住 宅 地 区                                             |
|-------------|---------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 建 築 物       | 建 築 物 の 階 数   | 原則として2階以下、やむをえない場合は3階までとする。ただし、横山一丁目、二丁目の錦川沿岸の建築物については、2階までとする。 |                                                             |
|             | 屋根            | 形状<br>材質                                                        | 入母屋、切り妻等の和風傾斜屋根で、勾配は10分の3.5から10分の5.5までとする。<br>和形いぶし日本瓦等とする。 |
|             | 外 壁           | 色                                                               | 黒、濃い灰又は濃い茶とする。                                              |
|             |               | 仕上げ                                                             | 塗壁、板張り、吹き付け等又は和風の風合いに配慮したものとする。                             |
|             | 開 口 部         | 色                                                               | 塗壁等は白、灰又は薄い茶とする。                                            |
|             |               | 形状（様式）                                                          | 窓は引き違い窓等の和風の風合いに配慮したもの、出入口は格子付き等の和風の風合いの引き戸とする。             |
|             | 塀 等           | 色                                                               | 窓の様、面格子及び出入口の色は、黒又は茶とする。                                    |
|             |               | 形状（様式）                                                          | 白壁、白壁風のもの又は小壁付きの和風板塀とする。                                    |
|             | 意 匠           | 意匠                                                              | 和形いぶし日本瓦等の屋根付きである和風の風合いに配慮したものとする。                          |
|             |               | 基礎                                                              | 石積その他和風の風合いに配慮したものとする。                                      |
| そ の 他       | 門の形状（様式）      | 櫓門等の和風の門構えを原則とする。ただし、和風の風合いに配慮したアルミ製のものでもよい。                    |                                                             |
|             | 看板等           | 位置                                                              | 建物に設置する場合には、平屋建ては棟高以下、2階建て以上は2階の軒高以下とし、軒先より突出しないことを原則とする。   |
|             |               | 大きさ、色、意匠                                                        | 文字体を含め、和風の風合いに配慮したものとする。                                    |
| の           | 室 外 機 ・ 設備機器等 | 意匠                                                              | 格子等、和風の風合いに配慮した建物と調和するような囲障を設置することとする。                      |
|             |               | 色                                                               | 囲障の色は和風の風合いに配慮したものとする。                                      |
|             | 塀 壁 等         | 石積等、和風の風合いに配慮したものとする。                                           |                                                             |
| 市長が必要と認めたもの |               |                                                                 |                                                             |

表-1 景観形成基準

城山は吉川氏移封以降、岩国藩による樹木の伐採禁止措置がとられ、現在では風致保安林としてその意思が引き継がれて、貴重な自然照葉樹林が保たれている。これにより錦帯橋と一体をなす良好な景観美が保全されている。なお、城山区域については、今後、林野庁と種々案件について協議を行う。

そのほか範囲に含まれてはいるが、現在、明確な保全措置のための基準がない区域では、今後、風致地区や景観形成地区等としての区域や基準等の見直しを図って、資産と一体をなす範囲としての良好な風致景観や町なみ景観の形成推進を行い、資産の価値保全を図る。

## (4) 世界遺産の登録基準への該当性

### 遺産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準

#### 1) 遺産の適用種別

文化遺産

#### 2) 世界文化遺産の登録基準

登録基準 ) ) ) に該当するとして以下のとおり説明する。

- ア 基準 ) について 錦帯橋のアーチは、現存する木造橋(現在工法除く)としては世界最長の径間 35.1 mを誇り、創造力と技術力によって生まれた傑作である。川の中に石組みの橋脚を築くという画期的な発想を活かした日本最初の木造アーチ橋であるとともに、世界橋梁史上きわめて傑出した存在である。
- イ 基準 ) について 錦帯橋は江戸期においては城門橋として、明治以後は生活道として大切に護られており、先人が残した貴重な文明の証として世界に類を見ない橋ということだけでなく、現在にも通じる最高水準の構造力学をもって架橋された科学技術の結晶であるとともに、330年に亘って木造アーチ橋梁の架橋技術を伝承している有形・無形の文化財として稀有な存在である。
- ウ 基準 ) について 関が原の合戦後、徳川家の時代になったとはいえ新たな戦渦の可能性を残していた17世紀初頭の不安定な世情を如実に反映した町割は、防備を主体とした都市形成例の中でも、自然の地勢を巧みに活用しつつ取り込んだ土地利用形態が極めて巧みであって、世界的に傑出している。

### 真実性の証明 / 完全性の証明

- 1) 錦帯橋について 資産の中核をなす錦帯橋は、延宝元(1673)年の創建以来、残されている古図を基に架け替えられており、アーチ形状や全体の意匠を殆んど変更することなく、創建以来の様相を現在に伝えている。その構造は、木造文化によって培われた樹種特性を活かした必要規格部材が適正に配置されており、部材は可能な限りの再利用を図り、取り替え時にも同材質(樹種)・同規格材が用いられるなど、創建時の完全性が保持されている。江戸期には城門橋としての位置付けがされ、藩主や家臣達の専用道としてその機能を果たしてきたが、明治以降は一般の人々にも開放され、新たに生活道としての機能が発生している。独特な構造・意匠をもつ橋であるが、技法は日本古来の継手・仕口を踏襲しており、解体・架橋はそうした伝統技能を修得した地元の技術者により行われ、現在まで有形・無形の文化として継承されてきた。江戸時代における藩の維持管理の体制は、橋出米という税金徴収を行って財源とし、橋守を配して日常管理が行われるなど、如何に大切な橋であったかが窺える。現在は、入橋料を徴収し維持管理費の財源とし、日常管理体制も万全を期している。橋の位置は1602年に町割が行なわれたとき定められたが、現在においても変更はない。恒久的な橋を架けるといふ熱意から生まれた橋を、一国一城の令により破却された城に変わるシンボル・地域の誇りとして大事に護り、継承していくという精神性は、創建時より変わることはない。これは、現在においても創建当時の様相が保持されていることで証明されている。城山は亜熱帯性植物で本州唯一といえるフシノハアワブキや固有種のキミノタマミズキなどが自生、江戸期よりの伐採禁止措置による多樹種・厚樹層からなる照葉樹林であり、これを背景として、清流錦川と精緻な木造美の融合した文化的景観は、春夏秋冬それぞれ異なった美を醸し出し、人々を魅了し続けている。
- 2) その他の建造物・町割について 他の資産である個々の建造物は、材料・技術・環境・用途・位置のいずれにおいても創建以来の歴史を現在に伝えており、木造建造物の宿命である腐朽については、古来より伝わる伝統技術・手法により修復や補強を行なっているが極めて部分的な変更であり、歴史的価値を表現している意匠は創建当時のまま伝承されている顕著な例で、完全性についても保持されている。自然の川を外堀とした町割は防備を主としたものであり、その形態は現在も変わることなく残されている。17世紀初頭の諸役所周辺は残存している内堀等の遺構により往時を偲ぶことができ、また、左岸の地域は町割当初の形態がよく保存されている。

### 類似遺産との比較

- 1) 錦帯橋 錦帯橋のアーチは、桁橋、刎橋構造のどちらにも属さず、桁を前へ前へと迫り出してアーチを形作り、中央で石橋の要石に相当する大棟木で繋ぎ、それらの桁を帯鉄(巻金)で束ねるといった独特な構造形式を持ち、世界最長の径間を有する。また、木橋ゆへの修復や架け替えは、古来より伝わる伝統技術を踏襲しながら行われ、錦帯橋独自の架橋技術という無形文化を育み継承されている。他地域における現地調査や文献調査の結果、類似形式の木造橋は現存せず、世界を代表する文化遺産である。
- 2) 町割 自然の地勢を取り込んだ都市形成は他にも事例があるが、岩国の町割は今後の戦渦の可能性を極めて強く意識した計画である。山を背にして眼前の川を自然の外堀とし、川を挟んで計画的に両岸に開いた土地利用形態はその手法が極めて巧みであって、17世紀初頭からのものとして傑出したものである。